

シンポジウム「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」

熊本大学法学部	大日方 信春
犯罪被害当事者	片山 徒有
冤罪被害当事者	輿掛 良一
京都弁護士会弁護士	鴨志田 祐美
熊本大学法学部	岡田 行雄
熊本大学法学部	岡本 洋一

岡本・熊本大学教員の岡本と申します。会場の皆様、オンラインでご参加の皆様、シンポジウム「冤罪被害者と犯罪加害者を結ぶ」にご参加いただきありがとうございます。時間になりましたのでシンポジウムを始めたいと思います。最初に、熊本大学法学部長の大日方先生からご挨拶をお願い致します。

大日方・熊本大学法学部学部長の大日方です。本日は、お忙しいところ、熊本大学大学院人文社会科学研究所主催、熊本大学法学部共催のシンポジウム「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」にご参加いただき、ありがとうございます。研究部及び法学部を代表いたしまして、一言、ご挨拶致します。

昨年度のちょうど今ごろ、六月に本学は「被害者分断の克服に向けて」と題するシンポジウムを開催しています。これは、水俣病やハンセン病そして東日本大震災を原因とする福島第一原発事故等が発生したとき、国は、被害者の救済や補償に乗り出すわけですが、その過程でたとえば被害者認定の場面で、また補償額の算定において、一定の線引きをする。そうした国の行為が今度はいままで共に活動してきた被害者同士のなかにある種の分断を生じさせてしまっている。そのことが本来なら共に原因企業や国の責任を問う者たちの間で、その活動の原動力を削ぐことにつながっているのではないかと。ときにそこには国の意図的なものがあるのではないかと。そうした問題関心から企画されたものでした。

本日のシンポジウムは、こうした「被害者間の分断」をテーマにするシンポジウムの第二弾として企画されたものです。そのテーマは「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」。冤罪被害者とは刑事裁判において「無実であるのに犯罪者として扱われた者」のことでありますが、そうした者が再審裁判で無罪判決を得ることは非常に好ましいことであると考えられる一方で、当該刑事事件の被害者及びその家族・遺族にとっては、強い憤りを感じるものであるようにも思われます。このように、冤罪被害者と犯罪被害者との間には、いわゆる分断の構造が見て取れるのです。

本日は、本学の岡田行雄教授のコーディネートの下で、三名のパネリストにお越しいただいております。それぞれの方については後ほど、岡田教授からご紹介があると思われませんが、いずれも国の刑事司法制度にご意見・ご批判をもちさまざまな活動をされている方々です。本学の本日の試みから、ともすると分断される状況にある冤罪被害者と犯罪被害者の両者が協働して、国の司法制度・司法政策を改善に向かわせる何らかの成果、あるいはその成果を上げるための結びつきの切っ掛けでも得られればと期待しております。

最後に、本日は学生の視聴もあると思います。本学には法学部の上に社会科学部法政・紛争解決学専攻という大学院があります。きょうは法学部としてこの大学院で日頃どのような研究がなされているのかの一端にふれる機会となっております。すこし背伸びをしたお話しになるかもしれませんが、諸

君らがこれから社会を担っていくにあたって知っていなければならぬ実態についてお話しただけると思いますが、よく聞いて、今後の学修の中で活かしていただきたいと思います。

すこし長くなりましたが、これをシンポジウム開催にあたってのわたしからのご挨拶とさせていただきます。

岡本…大日方先生。ありがとうございます。それでは本日も登壇の方のご紹介を簡単にさせていただきますと思います。最初に片山徒有さんから、犯罪被害当事者として、遺族としての受けた被害とその後の刑事・少年司法の取組みに至った経緯と、そこから学ばれたことについて語っていただきたいと思えます。その後で輿掛良一さんからは、身に覚えのない事件で逮捕勾留され、孤立無援のまま第一審で有罪判決を受け、拘留所に一〇年以上閉じ込められた上、二審で無罪判決を得てそれが確定した中で何に気づき、犯罪被害者にどのような思いを持つに至ったのかについて語っていただきます。その後休憩をはさみまして、鴨志田祐美先生に犯罪被害当事者の代理人を務めた多くのご経験とともに、鹿児島の大崎事件の再審無罪を獲得するための弁護活動を通じて、弁護士として冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶにはどのような取組みが必要なのかについて語っていただきます。その後本学の岡田行雄さんから冤罪被害者と犯罪被害者の分断を克服し、冤罪被害者と犯罪被害者が共に手を

携えていく道筋について語っていただきます。それでは、片山徒有さんからよろしくお願いたします

片山…片山徒有と申します。私は犯罪被害者遺族という立場になります。犯罪被害者の中でもいろんな方がおられます。ご自身が犯罪被害にあわれた方や家族が被害にあった方など、それぞれ一括りにはできない悲しみ、あるいはつらさを経験してきた人たちがいます。私は交通事故の被害者遺族にあたりますので、被害者関係の中でも傍流とされる隅っこのほうにいる者になります。

まず簡単に自己紹介をさせていただきますと思います。私は一九九七年一月に息子の隼という男の子を交通事故で失った父親になります。交通事故は、当時にしておよそ年間一万人の方が亡くなってしまう、被害者が非常に多い犯罪の形態でありました。どういう事故だったかというところ、朝「行ってきます」と言って家を出た小学校二年生の男の子が、家から歩いて一分くらいのところにある交差点を青信号で渡っていて、前をよく見ていなかったダンブカーにひき逃げされて即死をした、というのが顛末になります。これだけで終わるならば、非常に簡単な話だったというように思います。ところが、そこから、この事件をめぐる経緯が複雑になってまいります。私は子どもが亡くなってしまったことはもちろん悲しいわけですけども、悲しただけではなかなか理解ができない。どうして亡くなってし

まったのか。例えばドライバーの方はどのような気持ちで交通事故現場から逃げて行ってしまったのか、そもそも気が付かなかったのか。あるいは子どもの非常にむごたらしい最後の姿を見ますと車一台の事故ではなかったのではないか、みたいなことも頭をよぎりました。

そこで、東京地方検察庁に行きまして、本当のことを教えてもらいたいと尋ねました。しかしながら、「不起訴処分は既に出ていて」、「答える義務はない」、被害者に説明する義務はないのだと、非常に冷たい対応を東京地方検察庁は繰り返して述べたわけでございます。私はそれまで、法に関わる意識はそれほど強いほうでもないと思っておりましたが、あまりに人間らしい対応ではなかったために、これは被害者としてきちんと結論をもらうまでは頑張らなければいけないのではないかと思うようになりました。

それから、厳罰化ではなく真相を知りたいと再捜査を求める署名活動というものを始めました。全く知らない人に一人ひとり声をかけて、息子のことを知りませんか、事故を見ませんでしたかと聞いて回りました。何日か経った時にある女性が近寄ってきました。「私、この事故見ました」と言ってくれました。非常に私としては霧が晴れるような思いで、その人の話を聞いたわけですが、でも、「青信号で車と一緒に横断歩道を渡っていたんですよ」ということを聞いて、少しホッとしました。同時に現場に幾人もの人がいて、例えば、車から息子が走って逃げ

ていく様子を見て、パッシングライトをつけたりクラクションを鳴らしたりして、ひかれた後も追いかけて犯人のことを捕まえようとした人がいたことも教えてくれました。不思議だったのは、それでもなぜ不起訴の理由が示されなかったのかということでした。

私は今回のテーマであります冤罪事件と、私のような不起訴事件との共通点はどこかと考えた場合、ともに望まない形で司法との関わりを持ってしまった当事者なのではないかなと思っております。私も本来であれば、今日この場に来るようなことは多分なく、普通の処理が行われて加害者が処罰されて終わりという形で結論を得たのではないかと思います。また、不起訴処分には三つの種類があると言われています。嫌疑不十分、起訴猶予、それからもう一つが嫌疑なしです。嫌疑なしというのは全くの事件と関係のない有罪性がゼロだということであります。そういうことではなく、嫌疑不十分で不起訴というのは一体どういう意味なのだろうということをお私自身、考え続けておりました。検察庁はその辺りの説明を頑なに拒んだものですから、どうやって物事を解決したらいいのかということはずっと悩んでおりました。

その時に助けていただいたのがメディアの方でした。毎日新聞の方がうちに来てくださいますので、丁寧に話を聞いてくださいました。そして、「自分たちのペンの力を信じて下さい」と、そうおっしゃって帰って行かれました。しばらくして大きな記

事が載りました。多くの人がその記事を読んでくださり、結果として法務省は動かざるを得なくなりました。そこで、再捜査をすることになったわけでありませう。

私は、自分の経験を生かして、例えば冤罪事件もそうですし、犯罪被害で泣いている人を一人でも減らしたいということを思っていました。最初は息子の不起訴事件を考えていくうちに、この国の置かれている状況、例えば不起訴率はどのくらいなのかということが当初は関心がありました。しかし次第に犯罪者の処遇が気になるようになりました。一度有罪判決を受けて刑務所に入り、それから再び社会に出て違法行為をして刑務所に入ることを再入所と言います。この再入所の比率が、私が思っているよりも高かったのです。これはどういうことなのでしょうというのを考えました。当時の私は全く無知識だったものですから、刑務所での教育が行き届いていないのではないかとということを考えました。そこで法務省にもお願いして、刑務所の中での教育を充実させてもらいたいということをやらずと訴えてまいりました。

時を同じくして、犯罪被害者等保護法が成立し、監獄法の改正というものがあって、矯正施設での被收容者の教育、立ち直りということを法務省が考える時期ともマッチしました。そこで、私も手を上げて、更生教育に関わるようになりました。そして、いろいろな知識を得ていくわけです。それまではいろいろな勉強をするにしても本を読むしかなく、情報が全くない

状態であり、犯罪行為を繰り返すことは本人に何か原因があるはずだ、みたいなことを思っていました。しかし、そのあと少年院に通い当業者の人と話をする事によって、これは当事者だけの問題ではないと、一人ひとりの話から考えるようになりました。もちろん、本人に被害者性があるということも非常に大きな原因ではありました。つまり、犯罪というのは新聞やテレビで見ると、非常にクリアカットされて悪い人・いい人が鮮明に分かれるものではなく、普通の生活をしていてもある日突然「お前のやったことは悪いことだ、だから犯罪者だ」と言われかねないものが私たちの日常生活の中にあるのだと気が付いてきました。

私は、特に統計を取っているわけではありませんけれども、刑務所や少年院で、自分は事件とかかわっていない、あるいは関わっているけれども起訴されたことはやっていない、という人に数多く出会ってきました。彼らは自分の事件のことを冤罪だと言います。私は丁寧に話を聞き、確かにそうだよなと思うこともあります。ただ、この国の仕組みからいうと、冤罪事件というのはなかなか話を聞いてもらいにくい環境があるというのでもまた事実だろうと思います。これはどうやって防げるのだろうかと思うようになりました。例えばこの国の起訴有罪率は九九・九%だと言われています。それがおかしいのではないか、私はそう考えるようにもなりました。

ある時、裁判員制度ができるという話を聞いて、これはもし

かすると日本の裁判制度が無罪判決を出すことができるチャンスに繋がるのではないかと考えました。市民活動をやるようになり、市民が市民としてプロの裁判官とは違う判決を出せるということ強く感じました。しかし残念ながら対象事件が凶悪重大な事件な事件ということに限定されてしまったのですから、なかなか思い通りの制度にはならなかったと思います。本来であれば環境問題やいじめの問題のような教育問題、さらに原発の存廃の問題のような、多くの人にとって他人ごとではない幅広い事件こそ、裁判員制度にとつて、よりふさわしいのではないかなと考えております。

今は、活動の範囲を少し変えてきまして、死刑制度にも目を向けてみようかなと思うようになりました。「死刑をなくそう市民会議」というのができまして、私も共同代表の一人に加えていただきました。この国の中で死刑制度がなぜあるのか。私は必要ないと思っています。多くが被害者の厳罰意識を根拠にして死刑判決が下されています。しかし被害者といえども感情が変わることを私はよく知っています。悲しみのあまりに相手を極刑にして欲しいという人が時間とともに変化して、罪を犯した人に立ち直ってほしいと言っている場合に何度も私は同席しました。そういったことから、人の命は一つしかなく、国が権力によって生ある人間を殺してしまうことは、許されないことではないかと思ひ、死刑廃止を訴えていくようになりました。もう一つ考えていることがあります。少年事件です。私はクラ

ウドファンディングを使って、『18・19歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるか』という本を作りました。これはどういう本かと言いますと、「保護主義を再認識しよう」「少年は保護をしてこそ立ち直れる」という本です。四月、五月と少年法改正の議論が国会で高まってきまして、私も四月に衆議院の法務委員会で参考人として呼ばれ、自分の意見を述べました。そこでは主に少年院での出来事を訴えました。少年院の中で子ども達が、どれほど立ち直るべき環境が欲しいと訴えているかを伝えたいと思いました。日本の矯正は大変素晴らしく、少年院も刑務所も素晴らしいものだと思います。しかし、その上で、一八歳、一九歳までの可塑性が高い少年達を立ち直らせるためにはどうしたらいいのだろうかと考えました。そして、今回の厳罰化で一八歳、一九歳の少年に対して検察官送致の枠を広げてしまうことについては猛反対をしようと訴えました。また、実名報道についても、本人推知報道禁止、つまり現状維持のままにしてもらいたいと訴えました。

他にもいろいろな反対のポイントがあります。職業選択の自由がなくなるといふこともそうです。前科前歴が付くということになりますと、例えば看護師にはなれない、受験資格はあっても資格がもらえないことも分かってまいりました。そういう子どもたちに対して、困難な出来事をどんどん広げていくのは国の役目ではないのか。つまり国は、被害者はもちろん、少年も犯罪者も、全ての人が幸せになっていくといふこ

とを第一目標として考えるべきではないかと、私は訴えてまいりました。

冤罪事件についても少しお話ししたいと思います。私は直接冤罪事件について関わったことはありません。しかし、息子の事件の時に警察に行つて事情聴取を受けた経験からして、もし自分が何らかの容疑をかけられたのならば、簡単に警察官の迫力に押されて自白をしてしまうだろうという雰囲気を感じることもありました。私は本当のことが知りたいと思つて警察に行きましたが、そこで待つていたのは、被害者の病状・性格そして家族関係についての、非常に長時間にわたる事情聴取でした。被害者に対する対応ではなくて、完全に関係者としての事情聴取でした。時間は一〇時間以上にも及び、東京は大雪が降つた日でしたが、昼に何つて帰る時には雪が降り積もり、車が容易に動かせないほどもでした。私は被害者の遺族だったからこそ帰つてくるのができましたが、これが容疑者という立場であつたならば、警察の書いたストーリーに則つて簡単に罪を認めてしまつたに違いないと思います。今日は輿掛さんという冤罪の被害にあわれた方もこの場に來られております。大変な人生だったなど尊敬をして、打ち合わせの席で話を伺いました。私だったらそこまでの根性はなく、簡単に有罪を認めて、刑務所に入つてしまつたのではないかなと思つております。それを許してしまう、あるいは認めてしまう雰囲気がこの国の警察や法務省、特に検察庁には強くあつたのだと思います。

これからどうしたらいいかということを考えます。例えば「18・19歳非行少年は、厳罰化で立ち直れるか」という本は一言メッセージ集という形でいろいろな方々がメッセージを寄せていただきました。当初企画段階では四百字という制約をつけたために、同じような意見がいっぱい出るとのこと危惧していました。しかしそうではなく、一人一人が全く違うコメントや文章をつくつていただき、非常に面白い経験になつたと思つております。現在、犯罪者には三つの責任があると良く言われています。刑事責任、民事責任、社会責任、この三つがよく言われています。刑事責任にはよく注目が集まります。非常にまれなケースですけれども、冤罪という形で全く無関係だつたという訴えが通るケースもあります。しかしながら社会的な責任については、なかなか霧が晴れていかない現状があります。

これをどうしたらいいのかということを考えます。私は再審裁判所を作るというの、一つの解決の方法ではないかと思つています。そこで市民参加をして再審請求が簡単に認められるような仕組みを作り、むしろ再審が基本の権利だと世界中に誇らしげに訴えることができれば、非常に有益な事ではないかなと考えています。また、無罪判決を恐れてはいけないということもあります。これは多くの裁判員経験者もおっしゃつていたことなのですが、基本の刑事裁判は起訴有罪率がほぼ一〇〇％ということに過信があるように思います。つまり検察が出して

きた証拠には間違いがないという、誤ったバイアスがかかっているために、おかしいということを出しにくい環境があるのではないかなと思っています。むしろ裁判員裁判は、無罪を出せる法律体制を持たなくてもできる有効な方法なのですから、なるべくそれを活用していただきたいと思っています。

私は、現在様々な事件、あるいは非行に関わってしまった人と刑務所や少年院で出会うことが多いです。週に二、三回施設に行っているいろいろな人の悩みを聞いています。その中では、どうすれば立ち直ることができるか、どうやって被害者に謝罪をしたらいいかを聞かれることが多いです。法務省もそれを推進しており、これは間違っているのではないと思います。問題なのは、丁寧な指導を行う時間があるかということです。施設によってですけども、コロナ禍にあり時間が取りにくいということもあります。私は普段東京におりますけども、東京から地方の刑事施設に行くと、緊急事態宣言が出ているところから来た人ということで、非常にハードルが高くなってしまうこともあります。私も実際の指導の場では、医療用ガウンを着た上でフェイスシールド、マスクをつけて、両手にゴム手袋もつけて、衝立越しに指導することも多いです。もちろん対象者の人も同じ格好をしています。なかなかこれでは人間が考えていること、例えば表情とか声の違いなどが伝わりにくいのです。それでも、会えないよりは会った方がいいということがいっぱいあります。残念ながら、コロナ禍で外部からの指導者の受け入れ

拒否という施設があると、一年間に一回くらいしか会えない人もいます。非常にこれもつたいないなと思います。会う機会があればいろいろなことに着眼し、それを心の中で膨らまして、次に会った時にその答えを聞くことができるからです。立ち直りというのは恐らくそういうことなのではないかと思っています。

法務省では、被害者の被害経験を聞かせることによって、自身の被害者に対する謝罪意識を芽生えさせるということも、もちろんあると思います。しかし、私が心がけているのは罪を犯した人や非行を犯した人であったとしても、被害経験がある場合には丁寧に、被害者支援と同じ方法で立ち直りを促すということです。いろいろなことを一緒に考えて、時に一緒に涙することもあります。そういうことを重ねていくことによって、人は変わっていくと信じています。なかなかそれが分かっても、単に再犯・再非行の比率だけを見ても、非常に残念なことにはなるのではないかと思います。

ある事件があつて、私が何年間もお世話した対象者がいました。もちろん施設の中でお世話をしたわけですが、その際に事件の話や家族関係、立ち直りについていろいろ話をしました。本人も自身の性格や、いろいろな問題性についても強く認識をしていました。しかし、「社会に出てから不安でしょうがない」と訴えており、どうしたらいいだろうと思っていました。そこで、私は施設内で外部協力者として接しているので、その延長線上でお付き合いをすることを希望しました。本来なら保護観察所、

あるいは民間の支援団体と連携をして、一人に何年間というスパンで立ち直り支援をしてもいいのではないかと私は思っているのですが、なかなかそうはいかないのが現状です。どうやったらいいのだろうかと常に悩んでいます。

風の便りで聞くと、出所者・退院者は事件が起きると真つ先に疑われる立場にあると聞いたことがあります。私は更生というのは、更に生きると書いてそう読むと信じております。そのためすべての過去を乗り越えて幸せになっていくために、二度と過ちはしない、あるいははしても最小限で食い止めるということとは必要だと思っています。しかし残念ながら、環境や時間の不足、性格的問題等々を含めると再犯、再非行をしてしまうことがままあることも事実です。

最初に矯正に関わった時は、自分の関わった少年や対象者は再犯、再非行をしないという自信がありました。しかし、立て続けに複数の施設に行くと、何人かとまた会つたりもするわけです。そうすると少しがっかりしますが、なんでそうなったのだらうと一緒に考えると、腑に落ちる点もあるのです。どこが悪いのか考えると、まさに社会が悪いとしか言いようがないと思います。専門家の方は家族関係に問題があった、地域社会との軋轢があったなどいろいろなことを言い、それは全部あたっていていると思います。ただ、社会の寛容度が低く、ちよつと変わった人は受け入れない環境というのが、最も良くないことなのではないかと思えます。

私も被害者だと言いつても、遺族です。自分自身が直接被害にあったわけではありません。ただ、二十何年間と被害者支援をやってきて、いろんな人と出会いました。そして、自身も被害者の一端として様々な法制化に向けて意見を出し続けてきて、少しは聞き届けてもらったポイントもいくつかあります。そういう経験から見ても、必要な意見は適切に社会発信していくことが大事なのではないかと思っております。少年法は改正されてしまいましたが、最高裁判所に行き、法制化された後の要求について要望書を持つていくことに致しました。すでに緊急声明という形で少年法の法改正に反対する市民団体を作り上げまして、五六六名という大変多くの方に賛同していただきました。賛同団体も、あつという間に一二団体が集まりました。みんなが少年法改正を、このままじゃ許さないと怒つてくださっているのです。保護主義についても皆さんに信頼していただいている、非常に大きなことではないかと思っております。同時に、声を集めて何か行動するともしかすると社会は変わるかもしれないという手ごたえも持っております。私は少年事件の被害者ではありませんが、このようにして少年事件について関わり、考え、そして声を発することで、少しはいろいろな人に声を聴いていただけたと思っております。なかなか予想通りにはいかず、法案はほぼそのまま通つてしまいましたが、それでも原案よりは良くなったと思えます。なぜならば、少年院に行く前に少年事件は、まずは家庭裁判所に全件送致するよう

に留まったからです。それまではいろいろな見方があって、先に検察庁に送ってから家庭裁判所に送る方がいいのではないかと、説き出されたほどです。それから比べると、全件家裁送致のルートが生きているということは、まだ救いなのではないかなとも思っています。

また今回の本を作るにあたって、いろいろな方のご協力・ご支援をいただきました。もちろん少年からの、こういう本を作ったほうがいいというリクエストもありましたが、それに加えて研究者の方、それから活動家の方や弁護士の方など、いろいろな方が一緒になって活動していただいたということに心から感謝しております。

さらに、私はこれに留まることなく、成人に対しても保護主義を適用してもいいのではないかと思っています。日本の刑務所についてもまだまだ改善の余地があると思います。刑務作業の目的は、作業を通して更生の意欲を高めることだと表面的には言われています。それについて、非常に劣悪な生活環境を強いてその中で二度とこういう場所に戻ってこないようにする誓いを立てることが、刑務作業の目的だとおっしゃる方もいます。このことは、半分は正しいかもしれませんが、半分は間違っていると思います。グッドライフモデルという言葉があります。これは、人には二度とこういうことをしないと誓いを持つことのほかに、自分がより良い暮らしをする、より良い人生を送るために目標を見つけないというものです。欧米などですと、

先輩の受刑者がそういうことを引っ張ってくれるという仕組みもあります。私は韓国とアメリカしか外国は行ったことがありませんが、いずれの社会復帰施設でも一生懸命にそういうことに取り組んでいました。日本もやればできると思います。なかなかそれが難しいというのが現状ではあるのですが、日本でもぜひそういうことが実現できるように、また一人ずつ幸せになつていける社会ができるように、私は今まで通りの活動を続けていきたいと思っています。私からの発言は以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

岡本・片山さん。どうもありがとうございました。なお、司会からお知らせです。質疑応答は、すべての方のお話が終わってからになります。時間を設けてありますので、そこまでお待ちください。ということで、次は輿掛さんにお話をさせていただきます。よろしくお願い致します。

輿掛・みなさんこんにちは。大分から来ました。輿掛と申します。本日は冤罪被害者の立場からお話をさせていただきますと思います。まず私が巻き込まれた冤罪事件は、一九八一年の六月の事件です。ですからちょうど四〇年前になります。大分では、正式には「短大生殺人事件」と言われていますが、通称「みどり荘事件」とも呼ばれています。事件があったアパートがみどり荘だからです。

この事件に関して、まず報道の在り方の問題として、実名及び犯人視報道に加え、社会的制裁がありました。私はもとより、家族や親戚もつらい思いをさせられました。特に私の場合、奥掛という名字が大分でも珍しく、「奥掛といえればあその息子だ」、「あその親戚の人たちだ」とすぐわかってしまうわけです。ですから母は、生活をするうえで、旧姓に戻して仕事を続けるしかなかったという状況でした。逮捕されるまで、私は、事件直後は、むしろ警察の捜査に協力していたと思っていたんですが、実際は任意で事情聴取を受けたことが、地元紙の大分合同新聞によって、重要参考人という報道をされました。その為、会社からは自宅待機を言いつけられ、近所の人にもすぐ犯人として疑われているということがわかってしまったというような状況になりました。

その後半年ほどして、一九八二年一月一日に逮捕されたんですけど、この時も大分合同新聞の朝刊で「隣室の男、逮捕へ」という記事が報道されました。実際お昼に逮捕されたんですけど、全く自分が逮捕されるとは思っていませんでしたので、何の準備もしていませんでした。一月と言えば大分でも最も寒い時期だったんですけど、当時の大分署は二階が取調室で、窓が少し開けられていて、私が「寒い」と言えば、取調べの刑事たちは「換気のためや」ということで、その日のうちに風邪をひいて、食事もとれないような状況になりました。薬も貰えず医者にも見せてもらえず、食事もとれないような体調になったにもかか

わらず、取調べは朝から晩まで続きました。こうした取調べの状況については、報道されることはありませんでした。そして、連日の取調べで、刑事からは「お前が逮捕されて、家族は生きていけません。生きていけるかわからんぞ」という不安な言葉を投げかけられ続けて、実際家族がどうしているのかと思ひ、自分のことよりも家族の方が心配になって、「会わせてほしい」と言ったら、取調べ担当の藤内という刑事は「お前が何かしゃべらんと会わせてやらん」と言いました。仕方なく「入ったかは分からないが、隣の部屋から出ました」とつい言ってしまったことで、藤内はその場で取調べを中断し、母を探しにいきました。ところが、その一言が大分合同新聞により「完全自白」という報道がされました。この報道によって、のちに弁護士として活動してくれるようになった先生たちもこの報道を信じたうえで、弁護活動の始まりとなりました。

その後、古田弁護士と徳田弁護士が一番で弁護を担当してくれましたんですけど、「わからないことはわからないでいい。自分が犯人かどうか裁判で明らかにする」という思いで一番の裁判を受けました。初公判には、傍聴席が満員になるくらい傍聴人が来ましたが、その後はマスコミも誰もいませんでした。初公判以降からは、検察側の証人尋問ということで、警察官や鑑定人が証人として出廷するのですが、その場合は、傍聴席には警察幹部その人たちが詰めかけるという状況でした。被害者の両親は、最初は気が付かなかったんですけど、初公判から毎回傍

聴席にいて、私をにらみつけるような表情で、私のことを見ていました。「ああ、この人たちが被害者の両親だな」というのは何回かしてやっと気が付きました。裁判はそうした証拠調べが始まってから、私に疑いがかけられた毛髪鑑定・傷の問題・自白の問題について証拠調べが行われました。まず毛髪鑑定については、当時は、もうすでに毛髪鑑定で個人識別は無理だというのが常識だったみたいです。そして傷の問題は、私が仕事にした小さなけががあつたんですけど、これを任意の段階で取調べの刑事たちが見て「古い傷だな」と言っていたにもかかわらず、裁判になつたらこの傷以外に首にも新しい赤い傷がいかにあつたようなことを藤内刑事が言い出したんです。傷について、九州大学の牧角教授が鑑定書を書いた。ところが、法廷に来て発赤反応というのは爪でひつかいて赤くなるのが消えるのが二、三時間が最大だと鑑定書に書いていたにもかかわらず、藤内という刑事が事件後私を大分署に同行したときは事件から四時間は経過していたので、弁護士から「事件とは関係のない傷ではないか」と指摘されると、「特異な例がある。鑑定書にもない」と言い出した。そして傷の方向についても、鑑定書と証言では逆方向と言い出して、「鑑定書の方です」というく正しいんですか」と質問されて、「鑑定書の方です」というくらいいい加減な証言でした。また、藤内は手の傷について、なぜ写真撮影をしなかったのか、首の方に赤くあつたのならなぜ証拠として残すように写真撮影をしなかったのかと弁護団に追

及されると、「報道関係者がいたので、取調室にカメラを持ち込めなかった。上司から写真撮影は控えると言われたから写真は撮らなかつた」という弁解をしました。自白についても、当時の「お前が逮捕されて生きていけんぞ」といったことや母を探しに行ったことがやっと法廷で明らかになつたんですけど、こうしたことが一切報道されなかつたので、県民の皆さんには伝わることはありませんでした。しかし、弁護団と私は、これで疑いが晴れたと思いい審判決を迎えましたが、無罪判決と思つていたのが無期懲役ということで、ショックを通り越したどん底な気分になっていました。

この判決を聞いておかしんじゃないかと声を上げてくれたのが、大分市の安東弁護士です。その安東先生が日田の柴田弁護士、そして佐伯市の西山弁護士に声をかけてくれて、控訴審はこの五名が手弁当で弁護をしてくるようになりました。しかし、福岡高等裁判所の裁判官は「もう一審で審理は尽くしているのではないか。もう聞くことはないのではないか」ということで、弁護団の質問に対しても制限をかけるなどして、もう一日も早く判決を書きたいという雰囲気、私は不安な毎日を通っていました。そうしたなか、弁護団の努力によって、当時取調べをした藤内という刑事の再尋問が認められました。真実というのは何年たつても同じですが、嘘というのはその場しのぎなんです。ですから藤内はまさか控訴審でまた証言をさせられるとは思つていなかったみたいで、一審の時に自分が

供述した状況と違うことを言い出した。それで裁判所もちょっとおかしいじゃないかと変わってきてくれました。そして、この公判をノンフィクション作家の小林道雄という人が取材と傍聴に来てくれて、後に「冤罪の作り方」という本を書いてくれました。翌日、拘留所に面会に来てくれたんですけど、面会時には制限があったので、質問項目を手紙で送ってもらい、それに対して私は便せん三百枚くらい書いて、先生の疑問に答えるという形で過ごしていました。そしてこの小林先生の記事が『月刊現代』に出まして、それをもとに弁護団が世論に訴えるというところで、大分で市民運動や労働運動をしている人たちに集まってもらって、集会を開いたんですけど、参加した人たちは、あの逮捕されたときの顔写真を見ると「あいつしか犯人はいない」という思いで今まで来たのに、いくら先生たちが無実だといってもちよつと信用できないというような感じを受け止めたという話をのちに聞きました。そうした中、何人かが「先生たちがそれだけ言うのだったら一度本人を見に行こう」ということで、福岡高裁に傍聴に来てくれるようになりました。すると、裁判官たちの態度が変わってきました。それまでは腕を組んで、目を瞑って、聞いてくれているのか眠っているのかわからないような不安な状態だったのが、傍聴席が増えるにつれて、弁護団への質問制限はなくなり、自ら質問をするように変化しました。のちに大型バスに乗って大分から傍聴に来てくれるといったようなことがあって、傍聴席が満席になると裁判所

の対応も変わってきたのが本当によくわかりました。冤罪事件で、そうした支援がない人たちは苦勞の連続だと思います。私はたまたま支援者が多く駆けつけてくれたことによって裁判所の対応も変わってきたということを直に感じました。

そうした中で、裁判所が全国で初めて裁判所の職権によるDNA鑑定を行うということで、筑波大学の三沢教授にDNA鑑定を依頼しました。しかし、予備鑑定、鑑定書まで一年という約束だったのが、二年してやっと出てきたのが、現場から採取されたという一本の毛髪からの鑑定です。これと私が提出していた血液のDNAを比べたら、現場から採取した一六・五センチの毛髪と一致したという結果が出ました。これで、裁判所もマスコミも、後は何かすることがあるのかという状況だったんですけど、弁護団がその毛髪一本を実際に見に行ったら十六センチの直毛でした。私が当時警察に提出した毛髪は、パンチパーマをかけていたので、一番長くて七センチ、短いので五センチ程度、計一〇本を正式に提出していました。その後も散髪をしていましたから、一本だけでも一六センチになるはずがないということ、美容室の人にも証人になつてもらいました。弁護団としては、DNA鑑定そのものを崩すということでもうちよつと辛抱してほしいということで我慢していたんですけど、裁判所が弁護団の指摘に気づいて、保釈が認められました。一二年半ぶりに大分に帰ってくることができました。その後、県内各地に弁護団とともに自分の無実を訴えるという集會

を開いてもらおうという毎日が続きました。判決まであと一年という一九九四年に保釈になり、そして一九九五年六月に判決を迎えただけですが、この間に、筑波大学の三沢教授は鑑定を引き受けていながら実際にはやっておらず、すべて原田助教に任せていたということが明らかになり、弁護士団の岩田先生の追及に原田助教は「この鑑定は破綻しているといわれても仕方がない」と認めざるを得なかったということで、無罪判決のほうに向かいました。控訴審では、最終的に一三名の弁護士となりました。

無罪判決が出て、社会復帰と言われても、本当に社会復帰できるのかという問題がありました。まず私は一二年半拘留所にいたわけで、拘留所では座る場所と姿勢まで制限されていました。それ以外のことをしたら懲罰対象でした。ですから座った状態で起きているときは、壁に寄りかかったり足を投げ出したりするとはできません。部屋は三畳もなく、五平米くらい。壁の色、外の景色は一二年半同じ景色でした。そうすると、拘留所を出た後で、まず体調の変化が起こります。外に出ても目が疲れる。スピード感覚が全然違う。弁護士団会議とかがあって、夜の街に出ると、ネオンの色で目が痛いくらいになる。黄色とか赤色とかを見ると目が痛い。車に乗せてもらおうと、スピードメーターを見ると六〇キロでも、八〇〜一〇〇キロくらいに感じるなどの感覚のずれがあるなどです。そして、身体的にも坐っている方に慣れていて、立っているのが疲れるという体調面の

変化もありました。そして、やはり、実名報道の関係で、就職したくても雇ってくれるところがありません。特に私の場合は、支援者、弁護士のおかげで職業訓練を受けることができたんです。ところが、気持ち的には重機の操作をうまくできると思っているのに、なかなかずれがあつて、最初は他の人たちに就いていくのがやつとでした。運動神経は小さいころからいいと思つていましたが、感覚のずれを取り戻すのに苦労したというのが現状でした。そして、やはり他の人たちは職業訓練校とか職業安定所とかから推薦してもらい、世話をしてもらつて就職できていましたが、私の場合は「あんたはいんやろ？」と先に言われて、紹介も何もありませんでした。仕方なく弁護士団の先生の一人が紹介してくれた採石場で重機の運転をするということと社会復帰ができました。その会社の責任者である常務の人が、何の関係もないんですけど、「今度俺の親戚が入ってくるから」ということを他の従業員に言ってくれていたおかげで、スムーズに職場に入ることができました。私も先輩の人たちから仕事を教えてもらい、重機の運転を覚えるのの一生懸命にして過ごしていましたが、業界の不景気で誰かが辞めないといけないという雰囲気になって、その常務から最初に声がかかり、仕方なく辞めざるを得なくなりました。そこで、また就職ということで職業安定所に行つたんですけど、何件か断られ、やつと面接も終えて「来週から来てください」という返事をもつたんですけど、翌日に「他の人が先に決まっています、悪かつ

たな」ということで断られた。そうした経過もあり、なかなか就職ができませんでした。やはり履歴書に輿掛という名前を書けば、誰かが知っていると状況で、仕方なく自分でダンブを買って、採石場で碎石販売という業務をその常務から分けてもらい、なんとかその仕事を続けていました。そうした周りの理解がない限り社会復帰というのは難しいと思います。住むところ、職場、市民的な生活費、これがなければ再犯に走るのも当たり前だと思います。生活できないわけですからね。そうした中で私は、家族・弁護団・支援者たちに見守られながら、今日に至っています。

マスコミの皆さんに言いたいのは、なぜ実名報道・犯人視報道を未だに続けるのか、という点です。推定無罪という言葉がありながら、日本では全くそういう言葉が機能していないと思います。今は身近なところでは痴漢冤罪などがありますが、昔、私が拘留所にいたころは、覚せい剤・窃盗事件・放火などでそうしたことがありました。未解決事件があるとその人に「これを喋れば刑を軽くしてやると検事さんに言っておくから」といって騙されて求刑は普通のまま、逆に重くなるといった人が何人もいました。そうして警察では未解決事件が解決事件となったというのが当時の冤罪事件です。

もう一つ、報道の人たちに申し上げたい点があります。私が無罪判決となった直後、警察は、再捜査はしないということを言ったわけです。公訴時効完成まで一年ありながら再捜査はし

ないと。この時、私は大分の新聞社・テレビ局の記者の皆さんに、弁護士立ち合いの下で、「あなたたちは一年後どういう記事を書くんですか」ということを話しましたが、反応は全くありませんでした。そして時効を迎えても何の記事もありませんでした。捜査する側は、再捜査をすれば自分たちが証拠の捏造や証拠隠蔽をしていたことが明らかになり、ましてや真犯人が見つかれば失態そのものが明らかになるので再捜査をしない。捜査機関がもっている私以外の証拠について調べれば犯人に結び付くのではないかと気が未だにしています。

冤罪被害者と犯罪被害者についてですが、この溝を作っているのは、私は捜査機関だと考えています。特に、捜査機関側は犯罪被害者に対して昨年度八億二五〇〇万円余りの給付金を出した。ところが冤罪被害者にはこうした給付金は一切ありません。特に痴漢冤罪によって職場・家庭が崩壊した人たちに對して何の補償もありません。仮に国賠訴訟を起こすと逆に費用が出ていくという状況で誰が裁判を起こせるのか、というのが現状だと思います。そうした冤罪被害者に対して何の支援もないというのはちょっとおかしいと思っています。犯罪被害者の方にはこれだけの予算が付けられるのに、なぜ冤罪被害者には予算が付けられないのか。冤罪被害者も犯罪被害者の中にあるわけです。事件に巻き込まれて冤罪被害者になっているわけで、同じ犯罪被害者の立場なのに、なぜこうした溝を作るのか私は不思議でなりません。こうしたことをやはり報道関係者の人に

はもう一度考えてもらいたい。なぜこれだけの予算の差があるのかということについて、片方に予算がついて、もう片方にはつかないという現状を正してもらいたいと思います。

私は「興掛さんはなぜ国賠をしなかったのか」ということをよく聞かれるんですが、当時はまだ三九歳で母の面倒を見ないといけなくて、私は社会復帰を目指しました。もう裁判はこりごりだという思いだったんですけど、年を取ってもう働けなくなつてやつと冤罪が晴れたという年齢になつたらもう国賠を起す気がなくなるといふことがあります。

不思議なことに、私が結婚してしばらくしてから、「みどり荘事件」について話をしてもらえないか」という話がありました。それで講演会に行つたんですけど、話し終わって帰ろうとしたら参加者の同じくらいの年配の男性の方から、「興掛さん、私はあなたが逮捕されたときの記事は見ていたけど、無罪判決になつたのは今日話を聞いて初めて知つた」というような人もいました。本人もびつくりだと思つてますが、こちらの方もびつくりしました。判決を聞かなかつた人もいるということ、その後、この「みどり荘事件」について検証記事でも書いてくれていて、その後も報道が続いていけば、県内の人たちが「ああ、この事件は本当に無罪だったんだな。他に犯人がいるという判決は本当だったんだな」という理解を得られたと思うんですけど、検証記事は唯一、西日本新聞の宮崎という記者さんが書いてくれただけでした。そして、当時、無罪判決前に取材を

受けたフジテレビの「ノンフィクション」という番組で、関東エリアだけだったんですけど完全無罪ということで放映されました。その時に取材してくれた松井久子さん、その後、映画監督もされて、最近の小説家としてもデビューされたんですけど、その人が被害者のお母さん、つまりご遺族に取材に行きました。そのお母さんは、警察は自分を逮捕するときは幹部が報道陣を連れて逮捕報告に来たのに、今回無罪判決になつたら電話一本で済まされ、加害者とされる人には支援者がいっぱいいるのに、自分たち家族には誰の支援もないという現状を訴えたそうです。西日本新聞の宮崎さんも同じような内容を私に伝えてくれました。被害者のご遺族は、私が逮捕された時の私の家族と同様に今は孤立無援だというような状況だそうです。私たちも冤罪被害者として法廷で両親かららみつけられるようなことをなぜされなければいけないのか。それは被害者の両親としては「あいつが犯人だ」と信じ込まされているというのが大きな原因ではないかと思つています。その後も、私は日常生活で車に乗ることが多かつたんですけど、やはり無罪判決をとつた者に対して警察は職質をしてくる。なにも違反などをしていないのにパトカーが「前の車止まりなさい」ということで福岡でも大分でもありました。計三度か四度職質を受けたことがあります。警察はそういうことで何かあればまた逮捕したいというのが現実なのだと感じています。そうした警察の不法行為と言えようなやり方に対して、私は絶対負けないような生活をして

いきたいと思って日々心掛けているので、まだまだ大分県警との対決はつづくのではないかとというのが現実です。

でも、私は未だに弁護士と救援会の主だった人たちと付き合いがあって、こういう話をしたりしております。ですから、片山さん同様に、やはり溝を埋めてくれるのはやはりマスコミの人の力が大きいと思う。ぜひ今回の話を聞いて、マスコミの皆様には溝を埋めるような報道をこれからも続けていただきたいと思えます。私の方からの訴えは以上です。本日はありがとうございました。ございました。

鴨志田・弁護士の鴨志田です。よろしく願います。私は、この四月から鹿児島県弁護士会から京都弁護士会に移籍をして、京都に活動の拠点を移しているところです。大崎事件という、皆さんもよくご存じだと思えますけれども、鹿児島島の再審事件の弁護士活動をしている傍ら、この国の再審制度が個々の弁護団の努力や、個々の事件の弁護士活動といったレベルではとても冤罪被害者を救済するような十分な制度になっていないということを痛感しています。再審法、要は刑事訴訟法第四編の再審に関する規定ですけど、この改正のために国会等に働きかけ、また、日弁連の再審法改正に特化した部会で活動をするために、東京にも足しげく通っています。東京と鹿児島島の両方ならむ車の両輪として活動するという目的で中間地点の関西（京都）に、今拠点を移したという事情があります。

実は今日、熊本大学の会場で皆さんと一緒にお話をすることになっていたのですが、新幹線で今朝京都から熊本に向かっている途中で、徳山駅と新山口駅の間でガス漏れの事故が発生して、道路も封鎖され、立ち入り禁止というような状況になり、JRも全部止まってしまつて、結局広島で新幹線が運転打ち切りとなつてしまいました。そこで、急遽また京都に逆戻りして、今自宅からZoomで参加しているという状況です。大変申し訳ないのですが、このシンポジウムの開始からしばらくの間はまだ移動をしていた関係で、最初の方のお話を聞いていません。そのため、今までのお話とかみ合わないところが出てくるかもしれませんが、私は弁護士という立場で冤罪被害者と犯罪被害者の両方に向き合った経験を持っているので、そのことについてこれからお話をさせていければと思っております。

冤罪被害については、今、お話をしたように、大崎事件という大きな再審事件の弁護士活動をしています。私は弁護士になって今一七年と少し経っているんですけど、弁護士になるまえの司法修習生という時代からこの事件に関わっていて、もう二〇年近くになります。しかし、私の依頼人であり、冤罪を叫び、四二年間無実を訴え続けている原口アヤ子さん―実は今週六月一五日に九四歳の誕生日を迎えました―を、二〇年近く経つてもまだ救えていないということに弁護士としては非常に忸怩たる思いでいるところです。もちろん無罪を取る、普通の裁判で無罪判決をもらおう、それすら輿論さんのお話をお聞きになって

お分かりだと思えますけど本当に大変なことなんです。まして、三審制の下で確定をしまい、この確定判決を覆して裁判のやり直しをせよというのが再審でして、再審になるとまたさらに一段ハードルが高くなって、なかなか国は自分達のした間違いを認めようとしません。冤罪被害というのは、敵、つまり加害者がいるとすればそれは国家権力なんです。捜査であり、起訴であり、そして判決で有罪を言い渡すというところはすべて国家の作用として行われているわけですから、冤罪被害者に加害者がいるとすればそれは国家権力そのものであるということになります。

一方、鹿児島を離れてさらに痛感するんですけれども鹿児島というところは、非常に男尊女卑の激しい土地柄です。セクハラとか家庭の中でのDVとか、こういったところで女性が被害を受けているケースが大変事件としては多いです。性犯罪も多いです。そういった性犯罪で心身ともに傷つけられた犯罪被害者のために、被害者参加弁護士といって、裁判にも立ち会って、法廷で被害者側の立場で意見を述べたり、被告人に質問したりするというのが活動ができるんですけど、この被害者参加弁護士としても何件か活動しています。犯罪被害を受けた人は、目の前にいる被告人が真実にその罪を犯したという真犯人である場合には、真犯人に対して許したいという怒りをぶつけるということはもうやむを得ないことだとは思っています。ただ、目の前にいる被告人が、客観的に見てイコール真犯人かどうかというの

は実はわからないんですね。しかし、輿掛さんの話でもお分かりだと思えますけども、被害者の側は、やはり目の前にいる被告人は犯人だと思っているというか、思い込まれている。それは捜査機関からであったり、またマスコミを通じてでもあったりするんですけど、そういったところにとっても大きな問題があります。ただ、言えることは、どちらも本当にいわれのない理不尽な状況に置かれている。冤罪被害者にしても犯罪被害者にしても何か落ち度があったわけじゃないんですね。突然ある日、無実の罪を着せられる。何の落ち度もないのに突然犯罪の被害にさらされる。本人に全く落ち度がなくても突然この状況になる。しかも、そこから人生が変わってしまうくらいの運命を背負わされることになるんですね。言ってみれば人生そのものが被害を受ける。そのくらい深刻な状況に突然置かれてしまうというところは共通しています。

大崎事件の原口アヤ子さんが刑務所から「私はやっていないのだ」ということを支援者・弁護士に訴える手紙を何通も何通も出しているんですけど、このようなお手紙を書いていました。「私は何も罪になるような悪いことはやってないのにこんな重い罪を受けて働いているのは本当に残念であり、警察の方や裁判官の方が憎いです」というように手紙に書いていました。警察や裁判官が憎いと。一方、性犯罪で被害者になったそういう被害を受けた女性の被害者参加弁護士をした時に、法廷で彼女の意見を私が代わりに陳述したんですけども、その意見陳述の

中で「あの時を思い出しては何回も死にたいと思いました。私に普通の生活を返してほしいです。私は一生犯人のことを許しません」という意見を本人に代わって述べたことがあります。どちらも本当に血を吐くような訴えで、私たちは弁護士ですから当事者ではないんですね。当事者に寄り添うという立場なのですけれども、しかし、このような火を吐くような叫びに直面すると、「私たちにできることってなんなんだろう。こんな峻烈な気持ちに私たちは寄り添えているのだろうか」ということで暫し考え込んでしまうこともよくあります。非常に傷つけられた、過酷な状況に置かれている人にどのように寄り添っていくのかということを考えるわけです。再審の場合であれば、刑事弁護の中の一つということになりますし、被害者参加であれば被害者の弁護ということになるんですけど、どちらも裁判という一つのシステムの中でだけ弁護士という形、また被害者参加弁護士という形で関わるため、その期間は非常に短いです。普通の刑事裁判であれば、関わっている時間というのはその人の人生のごくごく一部に過ぎないわけです。そういう中で、我々にできることは何なんだろうかというときに、ただ単に例えば無罪をとるということがそれでゴールなのか。また、被害者の側に立つ場合には、しばしば被害者参加弁護士というのは「犯人が許せない」「重たい刑にしてくれ」「極刑にしてくれ」というようなことを意見としてしばしば陳述するのを見かけますけど、本当にそれだけでいいんでしょうかということなんです。

何が言いたいかというと、裁判が終わってからの人生の方がはるかに長い。その時に、この裁判というトンネルを抜けたときに次の一歩を、その人の人生にとって光さす未来の方向にその一歩を踏み出しているかどうか。この次の一歩の角度がちよつとずれてしまうだけで、その人の裁判が終わった後の人生というのは大きく変わってしまうのではないか。だからせめて、私たちは、関わりは短いけれども、その次の一歩を少しでも光のある方向に向けるためのお手伝いとして何ができるのかということを考えていくべきではないかということを感じます。大崎事件ではその無罪にすらたどり着いていないので、全くそのようなレベルにまでも行っていないんですけども、要するに弁護士の弁護活動というのは、法廷で闘って無罪を取るとか、逆に被害者側のときに相手を重い刑にするとかそういうことで終わる活動ではないのだということとは常々思っているところですよ。

この冤罪被害者と犯罪被害者の関係で、自分はやっていないという人が無罪になる、これは通常の裁判で無罪になることもあるし、再審で扉をこじ開けて再審無罪になることもあるんですけど、この時に、犯罪被害者とされる人との間でしばしば軋轢が生じることがあります。それは先ほど言ったように、多くの場合、やはり被害者は被告人ないしは被告人だった人が真犯人だと思いついてしまっているということに起因すると思います。ですから、犯罪被害者の方は、「自分ないしは自分の家族

を痛めつけたのに、なんで無罪になっているんだ。うまいことしやがって」というような思いをつい持ってしまうんですね。しかし、無実の人が無罪になった場合に、当然その怒りや恨みの矛先がその冤罪被害者に向いていいはずがないんです。これはやはりすごく不幸な話で、この原因の中にはやはりマスコミの報道の在り方とか、その前提として捜査機関が、被疑者段階から被疑者＝犯人という決めつけによって、そういう情報を被害者の方にも流しているというようなことがあると思います。しかし冷静に考えると、憎むべきは、誤った捜査をした捜査機関であつたり、誤った判決をした裁判所であるべきですよね。もつと言うと、仮に冤罪であるということが明らかになつた場合には、その事件の真犯人を取り逃がしている。本当であれば正当な怒りをぶつけるべき相手を国が取り逃がしているわけですから、二重の意味で不正義だということがいえるわけです。

さらに、もつと深刻な問題があります。冤罪事件の中で、確実に殺人なら殺人事件があつただけど犯人はこの人ではないというタイプの冤罪もあるんですけども、そもそも事件なんかなかったのに事件に仕立て上げられたという事件があります。つい昨年三月三十一日に再審無罪になつて、現在、国家賠償請求訴訟中である湖東記念病院事件、あるいは滋賀の人工呼吸器取り外し事件と呼ばれたりしますが、それが一つの例です。これは、ある病院の看護助手をしていた西山美香さんという女性に、意図的に患者の人工呼吸器を外したという疑いがかけられ、殺

人罪で有罪となり、それが確定して一二年間服役した後、二度目の再審請求が認められ、再審公判で無罪になつたという事件です。しかし、捜査の段階で捜査機関がそのご遺体を解剖したお医者さんに電話で意見を聞いている中で、その医師は、非常に重篤な患者さんでいつ亡くなつてもおかしくないくらいの、人工呼吸器をつけている状態で、痰詰まりでも死んでしまう可能性は十分にありますよねということを電話の聞き取りで言っていて、捜査報告書が作られています。ところが、その捜査報告書は警察から検察に送られることはなく、再審公判というやり直しの裁判で初めて出てきて裁判所の目に触れることになりました。つまり、こういう事件かというところ、事故でもなく自然死だつたわけです。寿命が尽きた方だつたわけです。それを過失で呼吸器が外れていたのに気が付かなかつたのではないかと、この業務上過失致死で警察が調べ始め、その過程の中で西山美香さんの知的・発達のな障がいに乗じて、実は彼女は発達障がいを持つていたことで、今まで男性に認められたことがないという状況だつたので、認めるのと優しくしてくれる刑事さんに恋心を抱いて自ら殺人の自白をしてしまったという事件なんです。この刑事はその恋心を十分知りながら利用してどんどん殺人の自白をさせていったという経緯があります。実は、この刑事は先ほどの「痰詰まりでも死にますよね」という解剖医から電話を聞き取つた本人でもあります。要するにこれは事故でもない自然に亡くなられた患者さんの状況を殺人事件にまで

捜査側が作っていったという事件なんです。犯罪被害者はいんでしょ？本当は犯罪の被害者はいないんです。なのに、おそろく亡くなられた方のご遺族は、西山美香さんに殺されたのだと非常に気持ち逆立てられる。このご遺族は、寿命で天寿を全うして亡くなったご親族を送ったという遺族と全く違う感情を十何年にもわたって持ち続けることを余儀なくされたわけです。ですから犯罪被害者はいなかったんです。なのに犯罪被害者のような立ち位置に置かれた人の気持ちをこれだけ荒立てた。そういう意味でも悲劇だったということが言えるわけです。

さらに、本当はこのような事件性はなく、殺人なんかなかったという事件が一族の中で起こったことにされてしまって、加害側も被害側も一族だったという事件もあります。これは東住吉事件という事件で、大阪で起きた再審無罪事件です。この事件は、実は殺人ではなく、非常に不幸な事故で、娘さんがお風呂に入っているときに、お風呂の種火に車庫に停めていたホンダのアクティという車のガソリンが漏れて引火して火事になって亡くなってしまった。ところがこれを娘さんから見ると義理の父親に当たる、被告人の内縁の夫だった人がガソリンをまいて火をつけて保険金目的で殺人したという事件に作り上げられたんです。女の子は亡くなったんですけどこの女の子にはお兄ちゃんがあった。このお兄ちゃんはずっと自分の親は殺人犯だと思ひ込まれました。自分の妹は被害者です。加害者の家族で

もあり、被害者のご遺族でもあるという状況に、本当は殺人事件なんかなかったのに置かれた。それが一族の中でこのような状況になっている。ものすごい悲劇だと思います。

実は、私が再審無罪に向けて戦っている大崎事件も非常にこの事件に似ていて、殺人事件はなかったのです。被害者は酔って夕方農道を歩いているところで転落して重篤な大けがを負って、それを近隣の住民が酔っぱらいだと思って軽トラックに放り込むように載せて、自宅に連れて帰る途中で亡くなってしまった。それでびっくりして埋めてしまったというような事件を捜査機関が一族による殺人事件と絵を描いて、その結果、同じ一族の中で、しかも同じ敷地に加害者側とされたお家が二軒、そこに被害者側とされた人のお家も建っていたんです。そうすると、一族、子どもたちの代はいとこ同士になるんですけど、みんな仲良く子どもの頃から遊んでいたのに、そこが分断されていくことになりました。そういう意味で、冤罪被害と犯罪被害というのは別々の問題ではなくて、一つの捜査機関や裁判所のミスによって、同じように人生をズタズタにされていくという側面も持っているということです。

それでは、この一見分断されてしまっている冤罪被害を受けた人と犯罪被害を受けた人に対して、どのように私たちは向き合っていくのだろうか。マスコミの方々もそうですし、私たち法曹も同じような問題を持っているのだと思います。例えば、身内の話をして恐縮ですけど、日本弁護士連合会には刑

事弁護に関するセクションがいっぱいあります。刑事弁護センターとか、私たちの刑事再審部会とか色々あるんですけど、そのセクションと犯罪被害者のための委員会というのは全く別の組織です。正直言つて仲が悪いです。そういうところも問題なんでしょうね。少なくとも二極対立のような構造にしてしまっているというのをまず改めなければならぬと思います。これはやはりマスコミにも当てはまりますし、私たち法曹関係者もそうですし、それから支援をする人たちも含めて今日のような機会で冤罪被害の実情・犯罪被害の実情というものを具体的に、背景事情や様々なエピソード・ストーリーとともに把握してもらって、知ってもらおうということがまず一番大事だと思います。漠然とした犯罪被害、漠然とした冤罪被害というところからは何も生まれないだろうと思います。そのような具体的なことを知っていく中で、やはりイマジネーションが働いていく。「あの時本当につらい思いをしたんだろうなあ」というような共感が生じてそこから交流が始まるのだろうと思います。ですから、まずは分断、ステレオタイプの二極対立的な構造を捨て去る、これは報道の場においても言えると思いますけれども、我々が事件に向き合っていく中でもそういう意識を持つことが必要なのだろうと思います。

ここで画面の共有をさせていただきたいんですが、実は一つの本があります。これは実は私が二〇一四年八月に、『自由と正義』という日弁連の業界紙に書評を書いたんですけども、

その書評の対象となった本がこの『囚われた二人』というものです。これは実話なんです。作者として挙がっているジェニファー・トンブソン・カニーノさんとロナルド・コトソン・カニーノさんというのは、レイブの被害者です。黒人の男性にレイブされて非常に過酷な目に遭って、ただ彼女は自分をレイブしている犯人の顔を絶対に覚えておこうと犯人の顔を見て、自分の記憶に従って、「この人です」と法廷で指差した相手がロナルド・コトソンさんなんです。ところが、この人は全くの無実だったにもかかわらず、この被害者の目撃供述によって終身刑に処せられて刑務所に入れられてしまっています。この二人はお互いをとて憎んでいるわけです。ジェニファーさんは「自分をレイブして人生をスタスタにした犯人はこいつだ」と思つて憎んでいますし、ロナルド・コトソンさんは「こいつの誤った目撃供述のせいで自分の人生が滅茶苦茶にされた」と思っているわけですから、お互いがお互いを激しく憎みあっているわけです。このあたりに書いてあるんですけど、ジェニファーが「ロンが牢屋で一人慄きながら惨めに死んでいきますように」と祈り続けた。ロンの方はとにかくジェニファーを許せないし、検察官も警察官も裁判官もみんな許せないということでもやり場のない怒りを込めて刑務所内のサンドバックを殴り続けた。ところが、真犯人が別件で有罪判決を受けて、あるうことかロンと同じ刑務所に入ってくるんです。こいつが真犯

人だということが分かってロンは復讐を誓い、刑務所ですからもちろん凶器なんか持てるわけがないんですけど、金属の食器を隠し持って、これを磨いて凶器を作っていたか復讐をしてやろうと思ってるってありました。ところがある日ふとしたことからこの武器を彼が捨てるんです。そこから一年後にDNA鑑定によってロンの無実が明らかになって無罪になります。そうになると、今度は、ジェニファーは自分のせいで冤罪被害者を作ってしまったことになるわけですから、衝撃どころではないで、「どうしよう。一生かかってもとでも許してもらえないだろう」と思うんですけど、勇気を出して自分の全てをかけて謝罪に行くんですね。これもすごいんですけど、その謝罪をロンは受け入れるんですね。この二人は親友となり、かけがえのない友情で結ばれて、二人して間違った目撃供述やいろんな理由で作られる冤罪をなくすために制度を変えていこうという活動を手を携えるようになって、彼らがいいたノースカロライナ州で再審委員会という誤判の原因を究明する制度を作る原動力になった。これは実話なんですね。

私は実は最初に言ったように、再審弁護・冤罪弁護もしているし、被害者側の弁護もしていて、これは弁護士の中でも珍しいタイプです。その中で、ジレンマに悩むこともあったんですけど、この本を読んだときに「私がやっていることは間違いでも何でもないんだな」と確信するに至りました。要するに、同じ目的に別ルートでアタックを試みる登山のようなものなのだ

と。冤罪被害者の弁護をするということ、犯罪被害者に寄り添うということは実は同じ山の頂を目指しているのではないか。その頂というのが何なのかといたら、それは解決する司法であり、救済する司法であり、裁判が終わった後に人と人を繋ぐ司法である。こういうもののために活動していくということが求められているのではないかと思います。その為には、やはりこういった繋ぐ場を作る、そしてその次に制度を作る、そしてその制度を支える人間を育てていくことが不可欠だと思います。一つ一つの個別の事件の活動をしながら、日本ではなかなか冤罪被害と犯罪被害が同列に語られるという機会さえなかったと思うんですけど、今日のシンポジウムがその一助になるということを期待してやみません。私の方からは以上です。ありがとうございます。

岡田…熊本大学の岡田と申します。よろしくお願ひ申し上げます。今日は、「冤罪被害者と犯罪被害者とがともに手を携えるために必要なこと」というお話をさせていただきたいと思っております。

熊本県で起こった著名な冤罪事件のひとつである、松橋事件は無罪判決が確定しており、冤罪が晴れてよかったと喜ぶ冤罪被害者のご親族、その支援者にスポットライトがあたる一方で、他方、松橋事件の被害を受けられたご遺族のコメントが、無罪判決が出る直前の西日本新聞に掲載されました。「最近

しに手するのが辛い。あの人じゃないならだれが父を殺したのか。」このように、冤罪被害者が雪冤を果たすと、犯罪被害者やご遺族がづらい思いをすることになります。こういった状況は、一九九〇年代中ごろからマスメディアや法務省が犯罪被害者にスポットライトを当て、犯罪被害者の保護が進められるようになってきたことから、犯罪被害者と冤罪被害者がより対立させられ、より分断させられてきたという事情に遠因があるように思われてなりません。

しかし、理論的に見て、両者は対立すべきものなのでしょうか？最初に結論を言えば、犯罪被害者も冤罪被害者も、共に国家権力によって傷つけられたものであり、対立すべき関係ではなく、その被害を減らすために、共に手を携えることができると考えられます。本報告はそういった結論に至る道筋を示そうとするものです。

そこで、犯罪被害者と冤罪被害者の対立、分断を生み出すものとして、犯罪被害者等と冤罪被害者の傷つきについて触れたいと思います。既に、片山さんのお話、興掛さんのお話、鴨志田さんのお話の中で、犯罪被害者、冤罪被害者がどれほど傷ついてきたのかについては十分にご理解いただけていると思います。けれども、今日やはり明らかになってきたのは、例えば、犯罪被害者のご遺族が捜査段階から傷つけられているということです。まず、犯罪被害者のご遺族は犯罪被害そのもので大きな被害を受けます。犯罪の中には、国家が適切な支援や保護を

怠ったために生じるといふものもあり、わかりやすい例を挙げると、介護殺人といわれるものがその一つです。介護地獄というものに苦しめられた方が思わず介護が必要な方に手をかけてしまう。こういった事例などがその典型です。介護地獄に苦しめられた末の殺人事件、といったような場合、被害者等も実は捜査段階から警察に参考人として事情を聴かれるといったことがあります。実は殺人事件の多くは家庭内で生じています。大きく騒がれるのは、関係のない人が殺されたケース。そのため学生の皆さんは、殺人事件の多くが家庭内で起こっていることを存じないかもしれません。この場合、被害者遺族でありながら、状況によっては被害者遺族兼被疑者と見られてしまう可能性もあります。被疑者として扱われる場合、冤罪被害者と同じような被害を受けることもある一方で、家庭内ではない事件の場合、捜査機関から亡くなった方に問題があるのではないかという指摘がある場合があります。「あなたのお子さんは〇〇をやったのではないか」「だから被害を受けたのだ」ということを被害者遺族が捜査機関から聞かされてしまうということがあります。少年事件でお子さんを亡くされたという実際のご遺族も、お子さんに問題があったかのような話を捜査機関からまづ聞かされたことに対してものすごく激怒し、「少年を絶対許さない」「少年は全部厳罰だ」というような主張を今もなお繰り返しておられます。その原点には何があったのかということをご直接お伺いしたときに、警察から「あなたの息子さんも悪かっ

たのではないか」と言われたことが一つのきっかけとなつてい
ることが私には理解できました。

被疑者が起訴され、刑事裁判が開かれるという段階では、一
定の重大事件では犯罪被害者が公判に参加するということもで
きます。「参加」というのは被告人の情状について質問したり、
検察官とは別に求刑をしたりということを意味しますが、
これとは別に、犯罪被害者が証人として尋問されるということ
もあります。これは、もちろん犯罪被害者の方が望んだ場合に
限られがちですが、このように公判に関わることで、冤罪を主
張する被告人と犯罪被害者とが、どうしても対立する状況に置
かれ、その関係でさらに傷つけられるということもあり得ます。
犯罪被害者が望む、被告人が反省するといった態度は、冤罪被
害者に求められたとしても、冤罪被害者には反省というのはあ
り得ないのであつて、被告人が無罪となると、犯罪被害者の方々
は怒りをぶつける相手を見失つてしまうという意味でも傷つけ
られてしまいます。これは輿掛さんのご報告でもお話がしまし
た。また、犯罪被害者で、被害者参加ができる重大な罪の類型
なのに、被害者参加しない、ということになると「どうしてし
ないのか」ということを見知らぬ周囲から言われるということ
もあります。他方、冤罪被害者は公判以降の手續においても、
一方当事者として、検察官からも攻撃にさらされ、裁判官から
も責められ、傷つけられることとなります。被害者参加が認め
られると、被害者等からも直接厳しい質問や意見を受けること

になります。

冤罪事件ではないかといわれる熊本的事件として、菊池事件
があります。菊池事件では、ハンセン病差別も相まって、弁護
人がまともな弁護をしないという事件でした。こうなると、弁
護人から冤罪被害者が適切な弁護を受けられないという傷つき
も受けます。輿掛さんのお話にもありましたように、裁判のた
めだけに一二年半という長期間の身体拘束を受け、有罪は確定
し、刑務所に入れられ、受刑させられる。これによつても傷つ
くこととなります。これは先ほど出ました、湖東病院事件、大
崎事件、東住吉事件などのような事件でも、元被告人の方々が
体験させられたといえます。冤罪被害者からすると、「やつて
ない」という当たり前の事実の主張に対して、警察、検察、さ
らには裁判所からも徹底的に攻撃されることとなります。また、
犯罪被害者等からの「どうして反省しないのか」というよう
な声をマスメディアが報道すると、それを受け止めざるを得な
くなります。他方、犯罪被害者は捜査機関から疑われたり、その
言動で傷つけられたりしたとしても、すべては冤罪被害者を含
む被疑者、被告人のせいである、と思わざるを得なくなります。
こうして冤罪被害者と犯罪被害者の両者は対立、分断させられ
てしまうと考えられます。では、犯罪被害者と冤罪被害者が共
に手を携えるために何が必要なのでしょう。か。

そもそも冤罪被害者と犯罪被害者が対立しあうというのはも
のすごく不幸なことだと言えます。冤罪被害者は無実の者で

あつて、適切な捜査がなされていればそもそも対立するはずがありません。それでは、このような犯罪被害者と冤罪被害者の対立はどのように克服することができるのでしょうか。両者の被害が共通しているのは、「国家から傷つけられている」という点です。これは鴨志田弁護士のご報告にもあった通りです。特に、捜査機関によって傷つけられる、ということ。つまり、捜査機関による被害者だという点が共通している点だと言えます。特に捜査段階における被疑者にとつての適正手続保障、黙秘権というのが正しく保障され、本人の言い分をきちんと聞く捜査、取調べが行われることが日本国憲法からは求められます。そして、日本が批准している国際人権規約の中には、はっきり無罪推定原則が書かれています。しかしこれらが日本では徹底しているとは言い難いのが現状です。まず、逮捕されると、日本では七十二時間は警察の留置場に留め置かれてしまいます。そこから裁判所に行つて勾留質問を受け、「やつてない」と主張すると、さらに二〇日間警察の留置場で勾留されます。他方、諸外国では勾留は警察署ではなく、未決拘禁のための施設で執行されます。つまり、日本では、警察の手に計二三日置かれ、その間、取調べが行われるという徹底的な自白を求める捜査がなされます。こうしたことは、例えば、アメリカ、イギリス、ドイツなどと比べてみると、考えられない事であり、ドイツの警察官に「日本では二三日間警察が取調べ放題だ」ということを言うと、「信じられない、警察の留置場には二四時間が限界だ」

と言われます。アメリカの州によつても様々ですが、そんなに長い期間、警察の留置所に入れられるところの方が少ないわけです。近代的な国家だと言われるところではそうしたことはありません。

否認すればするほど、つまり、「やつてない」と被疑者が言えば言うほど、捜査機関は被疑者が自白せざるを得ないように、様々な働きかけを行います。要するに、「お前は自白しないとつらい目にあうぞ」と親族を巻き込んで脅すということがあります。遮断され、親族とは会えないため、分からない状況で不安になり、「もしかすると自分の母親や子どもが苦しんでいるかもしれない」と思つてしまい、捜査機関により「ここでだけ認めればいい」と言われてしまうと、うっかり認めたりすることがあるのです。こうして、報道では「完全自供」と書かれてしまうこととなります。このようなことはよくある話で、こういった一度自白した話、あるいは自白していなくても、有罪だとなることは当然あり得ます。こうして、冤罪被害者は有罪となるのです。そうすると後日、再審などで無罪となつた場合、犯罪被害者はどうしたらいいのでしょうか。例えば、その時にはすでに公訴時効は完成しているとすると、何十年もたつて今さら捜査できるのか、という問題が生じます。そうすると、さきほどの鴨志田弁護士のご報告にもあったように、二重の被害を発生させてしまうことになるのです。

なお、冤罪事件においてはしばしば初動捜査に誤りがある場

合があります。こうした場合や、初動捜査のとりかかりが遅かった場合、手続に非常に時間がかかったり、別の論点が出てきて、裁判が長くかかったりします。しかし、このようなことは捜査機関の責任で起こったことにも関わらず、実は被疑者被告人のせいでこのようなことになった、と犯罪被害者は冤罪被害者を責めるといふ構造になります。無罪推定原則や黙秘権保障などの被疑者、被告人にとつての適正手続保障を無視し、冤罪被害者に罪を着せようとした結果、最終的に被疑者、被告人は冤罪被害者である、ということが裁判所の手によって確定します。絶望的な状況に犯罪被害者の方々は陥られます。そうすると、不適切な捜査というのは冤罪被害者を発生させるだけでなく、犯罪被害者の被害を拡大させるものだと言ったことができます。犯罪被害自体をゼロにできたらいいのですが、それはなかなかできず、非常に難しいものです。他方、冤罪被害を発生させないと考えてみるとどうでしょう。つまり冤罪被害というのは、捜査機関が黙秘権や被疑者にとつての適正手続を保障しないことによつておこることが明らかなのですから、司法機関が被疑者、被告人の権利を保障することによつて減少させることは少なくとも可能であると言えます。しかも、犯罪被害者が捜査機関に傷つけられることをやめさせることも可能だと考えられます。本来的に言うると、こうした取組みをやるべきところ、こうした取組みをしないままに犯罪被害者等にスポットライトを当てると、被疑者被告人の権利保障に對立しかねな

いことになります。犯罪被害者等による意見陳述、犯罪被害者参加制度などが、裁判員制度導入前に矢継ぎ早に導入されたことで、犯罪被害者と冤罪被害者との對立分断はより深まることになったように見受けられます。したがつて、この對立分断を解決するためには、まずは冤罪被害者を減らすために捜査段階から黙秘権保障などを通して、被疑者にとつての適正手続を保障していく。そして、捜査段階で犯罪被害者が犯罪被害に加え傷つけられることがないような取組みをすることが求められていると考えられます。

他方で、先ほど奥掛さんからは、「冤罪被害者への補償がないじゃないか」とのご発言がありました。確かに刑事補償というものを除いてはありません。国家賠償もほとんど機能しません。逮捕されたり、拘留所に閉じ込められたりする期間一日に一万二千円だという計算をして、無罪になると補償されるというのが刑事補償です。しかし、例えば私が仮に無実なのに逮捕され、その後一年ほど勾留されて、判決が「無罪でよかったです」となつても、刑事補償で得られるお金は四百万円か五百万円ほどです。その間に職をやめざるを得なくなり、世間から袋叩きにあらうということになります。冤罪被害はこの四百万円、五百万円で埋められるものではありません。痴漢冤罪などで逮捕などされることがない場合、刑事補償は全くでません。こういう被害も冤罪被害者は受けているのです。犯罪被害者も、奥掛さんからご紹介があつた犯罪被害者への給付金は、重大事件、

つまり殺人や重たい障害が残るような故意犯の事件でしか給付されません。しかも、一人当たりいくら給付額があるのかというのを計算しますと、実はだいたい毎年平均二百万円程度です。ものすごい被害を受けるのに、二百万円円で被害を埋め合わせられるということはないというわけです。私自身は、犯罪被害者やそのご遺族への公的な補償や支援がまず必要不可欠だと考えます。例えば、ここでドイツのように。加害者に対する被害者からの損害賠償請求権を国家が買い取ったうえで、国家が犯罪被害者等に補償を行うというのも一つの方法ではないかと考えられます。なぜかという点、加害者とされる犯罪者の方々は「お金持ち」ではありません。今日の片山さんのご報告にも出ましたように、非行少年を例にとると、ものすごい被害を非行少年が受けていることがほとんどです。ご家庭にお金がないということが当たり前なのです。食うや食わずという生活の中、非行少年たちは虐待被害を受けている。こういった少年に対して、形式的には被害者側からの損害賠償請求権が認められるとしても賠償金を払うことはできません。ということは、被害者は何も得ることはできません。この状況を変えることが私は必要だと考えます。そして、もうひとつ大事なことは、犯罪被害者等への公的支援です。これは、被害者等となり、様々なことをしなければならぬことへの支援です。例えば、殺人事件の被害者ご遺族は亡くなったということでお葬式もしなければならず、さらに色々な手続が待っています。しかし、被害その

もので傷ついておられる方に、その手続をさせること自体が非常に困難だと言えます。そこで、そうした諸手続の支援や、犯罪被害を受けたその直後から精神的、心理的な支援というものがなされる必要があると考えられます。これを、ボランティアでされている方もいらつしゃいますけれども、ボランティアだけでは全ての犯罪被害には手が回りません。したがって、やはり公的な支援、資金がここに投入される必要があるだろうと考えられます。鴨志田弁護士のご報告にもあったように犯罪被害者も犯罪被害者も孤立させられるという問題が多々あります。これは私も研究者として痛感していますし、こうして、お互いがお互いを憎しみ合うのは非常に不幸なことだと考えます。つまり犯罪被害者も犯罪被害者も孤立させないような支援、取組みが求められるのです。法的なものについては、やはり弁護士さんたちが支援をするという形になるでしょうし、精神的、心理的なもの、そのほかの支援に関しては、その専門の方があたる。こういうことが必要だと考えられます。支援者による支援が、犯罪被害者の方も犯罪被害者の方に対してもなされるべきです。補償や支援というものも重要ですし、犯罪被害者やそのご遺族も、犯罪被害者を生まないように、憲法上規定された被害者の権利保障が実施されることが重要だと気づけるようになることが、本来求められるべきことだと考えられます。そこで、まとめです。犯罪被害者と犯罪被害者は共に国家によって傷つけられ、本来対立するものではなく、そうした傷つ

きを引き起こしがちな国に対してお互いに手を取り合い、それぞれの権利保障を求めることができるのではないか。それに向けて私たち研究者としては、理論を構築し、そして実務家の皆さんと力を合わせてそれを実践し、その大切さをすべての皆様にもぜひご理解いただけたらと考える次第です。これで報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

岡本…岡田先生ありがとうございます。それでは、質疑応答の時間に入らせていただきます。

岡田…チャット機能で、なぜドイツのような制度が日本では導入できないのですか？というご質問をいただきました。

このドイツの制度というのは、犯罪制度を戦争の被害と同じように位置付けて、この賠償権というのを被害者から国が買い取って最終的には加害者に払ってもらうというもので、それまで国がその被害の埋め合わせを立替えるという制度です。このような制度が日本ではなぜ実現しないのかというところ、思うに、犯罪を被害者と加害者の個人の問題であるところとえられているからだと考えられます。つまり、日本では法務省などが、犯罪を社会の問題であると捉えようとしておらず、損害賠償は加害者から取ってください、というところで終わってしまっているからだと私は理解しております。

次は、片山さんに質問が来ております。犯罪被害者の中で厳

罰化や死刑が心の救いになる人も多少なりともいると思われるますが、死刑を廃止するなどした場合、どのような被害者の心のケアがなされるべきとお考えでしょうか。

片山…厳罰は被害者の感情を煽り立てることがすごく有名です。それが、確かにモチベーションとなって、活動のエネルギーとなっている人もいらっしゃいます。例えば、地下鉄サリン事件の被害者ご遺族の高橋シズエさんという方は非常に著名な方です。しかし、高橋さんの最近のご発言を見る限り、「そろそろ活動に疲れてきた」ということをおっしゃっています。つまり、厳罰はすごく疲れるものであり、ましてや応報感情渦巻く中で、失った家族が蘇って生き返ってくるならまだ許せるとしても、そういうことはありません。人間として、とてつもないエネルギーを使って応報感情を振りまくということは被害者ご遺族ご本人にとってもよくないのではないかと考えられます。私は、被害者支援をする中でももちろん応報感情も一時期出ることが当然予想してはいますけれども、日常生活の回復、例えば、普通にご飯が食べられること、睡眠がとれること、おしゃべりができること、また、個人のことを自分の生活の中心から少しずつ周りに置いて考えてみる、客観視ができるようになるということが非常に重要になってくるのではないかなと思います。その中に応報感情だけではやっていけない、しんどいという部分があると思いますので、少なくとも死刑制度がある限

り、被害者ご遺族は悩むことになります。自分の発言でまた一人命がなくなってしまうという重さ、このストレスが大変なものだと思います。私も死刑事件の被害者ご遺族支援をやっていますけれども、公判では確かに厳罰を望みます。検察官は、「有罪になればご遺族のお気持ちは叶います」ということをリードするわけですけれども、その先をなかなか丁寧に説明することはありません。判決が下り、被害者ご遺族支援はもちろんですけれども、犯罪被害者等通知制度も含めて、死刑が確定しますと通知がなくなり、そして、ある日突然報道で死刑執行を知ることになります。最近は少し良くなって、執行当日の朝、電話がかかってくると聞いております。そのようなことではないのでしょうか。私としては、応報感情を煽るだけ煽りまくって、検察は有利に利用して、それで最後には心変わりしても知らないよ、という制度はあつてはならないのではないかと思います。

岡田…ありがとうございます。それでは次の質問に参ります。取調べの録音録画は義務付けられましたが、それは冤罪を減らすことにつながっていると思われませんか、というものです。

これは、端的に言うところほとんどつながっていないのではないかと思います。なぜかというところ、一部に過ぎないからです。一部だけでは都合のいい場面しか録画されません。弁護士さんからお伺いした話ですけれども、散々厳しい取調べをやっている場面は全く撮られず、いざ自白しますとなった時から録画をス

タートする。こういったやり方では絶対に冤罪を防ぐことはできません。

それでは、次に輿掛さんにご質問が来ています。事件当時、大分合同新聞に事実と異なることが掲載されたということでしたが、それはマスコミ側の事実無根の報道なのでしょうか。それとも警察側がそのように伝えていたからそうなったのでしょうか。

輿掛…大分合同新聞による「任意の取調べ」報道では、大分署で二回目の深夜に及ぶ取調べを受けたという重要参考人という報道がされました。本来重要参考人という言葉はないらしいのですが、読んだ人にとつては「もうあいつが犯人だ」という報道になっていたと言えます。当時の他の報道関係者の話によると、いつもこうした報道は大分合同新聞に先を越されていたということでした。そして、逮捕された年の一月一四日早朝の大分合同新聞には「隣室の男逮捕へ」というものでした。これは事件現場の隣に住んでいたのは私であり、私という特定で報道されているという状況で、これも大分合同新聞による先駆けの報道でありました。これは事実です。ですから、捜査側が望むような犯人視報道を大分合同新聞がしてくれたというのが現実だということです。

岡田…ありがとうございます。次は、鴨志田先生へのご質問

です。鴨志田弁護士はこういった考えを伝えるために海外のマスコミ出演は考えられていますか。

鴨志田…既にいくつかの海外メディアから、日本の冤罪、刑事司法制度があまりにもガラパゴスなので、これはどういうことかということを取材しようとする向きはあります。これは直接海外からというよりは、海外メディアの日本支社というところからなのですけれども、今のところ取材、さらには報道に結実したことはないです。ただ、そういった、海外が日本のこのような問題を取り上げて、それを問題視するということが日本の制度改革には非常に効果的だと思っているため、機会があればそういうところにお話をしていきたいなと思っております。以上です。

岡田…ありがとうございます。さらにご質問、ご感想があります。適正手続保障というのをきちんと進めていくと証拠が足りないという理由で、実はその人が本当の犯人かもしれないけれども無罪となるということが起こります。そうした場合、犯罪被害者と冤罪被害者との対立は無くなるものの、その対立が犯罪被害者と無罪判決を受けた者との対立になりはしないでしょうか、というものです。

実はこの問題は、私も報告をまとめるにあたって、ご指摘の問題は当然起こりうるだろうと考えました。適正手続保障に違

反する証拠となるものが排除されたので無罪となっても、「こいつはやってるんだ」ということで対立をするというのが本当にいいことなのかどうか、というのを更に私たちは考えるべきではないかと私自身は思っています。私は、無罪となっていくけれど、「そいつが本当はやったんだ」という話をする事自体が、実は刑事手続、刑事裁判そのものをもっと危うくしてしまうと考えています。そうではなくて、だからこそ、その無罪と仮になっていたとしても、被害者が危害を受けた事実そのものは変えられない。被害者が亡くなっており、それは何者によるものかはわかりません。しかし、それでは被害がなかったかと言われるとそういうわけではありません。やはり、被害者への支援である国からの手当てというのは必要だと思えます。また、それが無罪判決を受けた者の中でも、「本当はやったんだ」という人がいて、「そういうやつはけしからん」という話になっていく議論こそ理論家としてはそれを止めなければいけないと私自身は考えています。

もしこの点について片山さんや輿掛さん鴨志田さんの方からご意見、お答えがありましたら出していただけるとありがたいです。

片山…疑わしきは罰せずというのが大原則です。疑いのある人を全部有罪にしていたらとんでもないことになります。ですから、無罪になるのはむしろいいことであって、この国は証拠を

吟味して無罪を出しました、と胸を張っていいのではないかと思います。その人を有罪にしなかったことで救われる正義というのはいっぱいあると思われれます。そのことを考えた場合、被害者としてもやるせないなという思いを持たれる方が中にはおられるかもしれないのですけれども、私たちが信頼している国の刑事司法がどのようなものであるべきか。やはり、いい加減な証拠で有罪としてしまったら元も子もありません。そのため、我々が信頼していくためにも、無罪判決をむしろ恐れてはいけません。昔、有名な事件で三浦知義さんという非常に有名な方が、犯罪者か犯罪者じゃないかということで非常に社会を騒がせたことがあります。けれども、私はあの人の言い分も十分理解できるところがあると思うのです。ちょっと変わった言動をするから、その人のやっていることは全て間違いだ。そのように思ってしまう方がむしろ危ういのではないかなと思います。あの人のおかげで今でも冬は凍えるような環境の宮城刑務所の舎房の廊下にはストローが置かれるようになったように、いいことも随分されているのですけれども、なかなか社会の中では広まってこないものです。むしろ保険金を騙し取ったんじゃないかと、そういうことはかり亡くなった今でも知れ渡っているというのはとても残念なことだと思います。

岡田…ありがとうございます。それでは、鴨志田先生お願いします。

鴨志田…この問題は非常に重要な問題だと思っていて、手続的な正義としての、手続をきちんとやった上でないと処罰してはいけない、手続そのものが適正でないといけない、という考え方が日本の教育ではほとんど浸透していないように思われます。しかし、それはすごく怖いことで、「あいつは気に食わないからとりあえず捕まえてきて、何か証拠をでっちあげて処罰してしまおう」という話になったら、それは誰にとっても怖い国になるでしょう。そうならないために、国家に縛りをつけるために、「手続的な適正を欠いていたら仮に真犯人であったとしても処罰してはならないのだ」という仕組みを作っているということが、もつときちゃんと教育されるべきだと考えられます。間違っても無実の人を処罰してはいけません。そのためには、真犯人を逃しているのかもしれないという痛みを社会全体で引き受けるべきです。怪しいかもしれないけれども、ちゃんとした手続を尽くさないような状態では処罰してはいけないのだということが国民の中にもつときちゃんと大切な価値として浸透する必要があります。単なる冤罪被害、犯罪被害というような問題に帰着させる以前に、手続的な正義という観点からの教育をするという努力が、私たちにも足らないのかなと考えられます。

岡田…ありがとうございます。それではまた質問が来てますので答えていきたいと思えます。日本国憲法三八条には強制拷問

などによる自白は証拠にはいけないと書いてありますが、日本の司法においてこれは厳格に守られていると思いますか、というものです。

これについては、守られていません、と答えるしかありません。非常にずさんだと言わなければいけません。詳しくは刑事訴訟法の講義でしっかりと学んでください。

次に私と鴨志田先生に質問です。現時点で犯罪被害者冤罪被害者を守るための何か制度はあるのでしょうか、また、被害者の方々や弁護士の方々との取組みとして具体的に何か行われているのでしょうか、というものです。

これについては、先ほどご紹介した、犯罪被害者給付金の制度であるとか、犯罪被害者が保護されるように、公開の刑事裁判においても被害者の実名が晒されないとか、そういう制度はございます。ただ、冤罪被害者を守る、冤罪を発生させないようにする制度というのは、一応日本国憲法の中にはあるのですけれども、残念ながら機能していないというのがお答えになります。あとは冤罪被害を受けた方への償い、埋め合わせというのは先ほどご紹介した刑事補償くらいしかありません。国家賠償というのは全然認められないというのが現実です。

それでは、何か鴨志田先生の方から弁護士会での取組みなどがあれば教えていただきたいです。

鴨志田…冤罪被害に関して、「冤罪なのだけれども中々自分で再審請求をやってもらうまいかなないので、弁護士の援助

を受けたい」というような方たちに、日弁連の人権擁護委員会の第一部会というところが人権救済申立という形で再審支援申請を受け付けています。再審支援が相当かどうかという審査をした上で、相当であるとなると、弁護士の中で事件委員会、つまり弁護団を作ります。それで、全てがカバーされるわけではなくて、弁護活動そのものにはお金が出なくて、完全にボランティアとなっており、鑑定を依頼したときの鑑定人の先生の費用であったり、再現実験をしたときの費用であったりといった実費のところには日弁連からある程度のお金の填補はされるという制度になっています。ただ、非常に不十分であり、ものすごく申し立てが多く、なかなかこれを処理するのに時間がかかってしまうというのが私たちの問題点としてあります。それから、民間の団体ですけれども、立命館大学に置かれている日本版イノセンス・プロジェクトである、「冤罪救済センター」というところがあります。ここには、再審を問わず、現在通常審で無罪を争っている人についてもサポートする制度があり、この冤罪救済センターに申し立てをすると、センターが検討した上で、そのサポートが受けられるという仕組みになっています。犯罪被害を受けた方に関しては、先ほどのような、被害者に寄り添うような活動をする、日弁連の弁護援助制度というものがあります。日弁連の会費の中から一定程度の予算をつけて、被害者に寄り添う弁護士の活動について、弁護士費用を日弁連が負担をするというような形になっています。いずれにしても、

我々の会費で活動費を補うというのは流石にどうなのかなというところでもあり、公費で賄われるものではないか、というのも論議されているところです。ただ、どの制度にしても不備がある、不十分であるというのが事実で、例えば再審の申し立てについて、ドイツでは国選弁護が当然認められます。欧米でも、いわゆる扶助制度的な形で、再審の弁護士費用が認められている国が多いのですけれども、日本では全くそういうのがないということも、中々再審が認められにくくなっている理由の一つだと思います。要するに、経済力がなかったり、弁護人のボランティア精神がないとなかなか活動できなかつたりというようなところも、一つの大きな問題となつていていると思います。

岡田…ありがとうございます。次の質問です。報道の仕方によって犯罪被害者が冤罪被害者を真犯人だと誤解する、双方に対立関係が生まれるというのを学んだわけですけれども、被疑者については実名を報道すべきではないなど、何かしら報道について制限をすべきだとお考えでしょうか。鴨志田先生お願いします。

鴨志田…今回少年法の改正で、一八歳・一九歳の特定少年については、起訴後の本人推知報道を禁止しないことになりました。例えば、精神的に障がいを抱えていてとんでもないことをしてしまったかもしれないという場合に、冤罪被害であろうと実際

にやった人であろうと、初動捜査ではまだ何もわからない段階で、そのような背景事情や年齢などがよくわからない状態から、すぐ実名で被疑者報道をしてしまうというのが現状になっています。これはすごい弊害だと言え、冤罪だった場合はもちろんですけれども、そうでない場合であっても、その人の立ち直りや、更生を、実名報道がどれほど妨げているかということや、私自身はその被疑者が真犯人であろうとなかろうと実名報道というのはやめるべきだと思います。実名報道を止めることによる弊害として、知る権利をはじめとして色々なことが挙げられるのですが、その多くはあまり説得力があるとは思えないものです。要するに、実名じゃなくても地域で大きな犯罪が起きたということは報道可能なわけなので、少なくとも事件が起きた当初から被疑者を実名でバンバン報道する、それこそ、まだやっただかやっっていないかもわからないようなところから実名で報道するというのは止めるべきだと思います。

岡田…ありがとうございます。付け加えますと、ドイツではもう殺人事件が起こっても被疑者の実名報道は全くされません。裁判の段階でも被告人の顔にはかしが入るなど、とにかく被疑者・被告人を特定しない。このようなことが徹底されています。日本との大きな違いであり、アメリカのごく最近の記事でも報道機関はよほど大きな事件でない限りは事件の被疑者の名前は出さないようになっていっているそうです。

次は片山さんにご質問が来ています。非行少年に対する厳罰化に反対し、事件の背景にある周囲または家庭などに問題があるとおっしゃられていましたが、そうした少年たちが社会的弱者と呼ばれるようなご家庭から生まれ出ている、こういった実情に対して何か事前の支援といったものは行われているのでしょうか。また行われているのであれば活動内容などを知りたい、というものです。

片山…少年院では少年に対する矯正教育がメインなので、家庭を支援するということはなかなか難しいのですが、仮退院後の保護観察ですと、保護観察官や保護司さんがいて、地域密着型でそういうご家庭の支えになるようなことはされているということも聞いたことがあります。とりもなおさず、日本というのはお互いが町内会みたいな形でお互いが支え合うという文化があるだろうと思います。祭りもありますし商店街もありますし、様々な形で子どもたちを包み込むような文化がありました。けれども、七〇年代、八〇年代以降、段々少子化が進んでお付き合いがなくなりましたところにも子どもたちが生きづらくなった原因があるのではないかと思います。今後は、被害者支援の延長でそういった子ども達をなんとか一緒に立ち直るような仕組みを考えたいと考えております。今、私がやっております、あひるの一会という団体のほうには、コロナ禍なのもあってご本人からも親御さんからもそういったご相談が結構多く寄

せられて対応しているところですよ。以上です。

岡田…ありがとうございます。次の質問には私がお答えします。質問は、アメリカのいくつかの州や諸外国では死刑制度を廃止しているところもあるが、それにより犯罪率が上昇したといった事実はあるのでしょうか、また、海外の判決ではとてつもなく長い懲役が言い渡されることがありますがこれは死刑制度や無期懲役が存在しないことが原因の一つでしょうか、というものです。

これについては、死刑制度を廃止したから殺人が増えたというデータはありません。死刑制度と殺人の発生率の相関関係があるということは確認されていません。海外の判決ではとてつもない長い判決があるというのは、たぶんアメリカのことを指しておられると思いますけれども、例えば、一個一個の罪について一個一個自由刑の期間を決めていくのです。つまり、その足し算が百何十年になるだけで、それと終身刑や死刑については別問題になります。日本の場合、刑法では併合罪といって、いくつもの罪を別々の機会に犯している場合、一番その中の重たい罪の自由刑の上限を一・五倍にすることになります。しかし、実はひどい言い方をすれば、それは個々の犯罪の事実認定を複雑にしてしまうやり方とも言えます。このようにいくつもの罪を犯していても、一つにまとめて重い罪の自由刑の一・五倍が上限となっているので、判決で懲役百何十年にならずに済

むというだけのことなのです。

それでは、今日パネリストとして参加されたみなさんから一言ずついただいで今日のシンポジウムを締めたいと思います。まず片山さんからいただいでよろしいでしょうか。

片山…本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。冤罪事件について普段考えることはあまりなくて、というの、私は普段呼ばれて色々ところで教育をしているのは全て既決の人たちばかりで、もちろん中にはわずかに自分は冤罪だとおっしゃられる方もいますけれども、大多数が多かれ少なかれ自分の意識の中で反省をすべき部分が多い方ばかりでした。そういう中で、冤罪問題について考えるにあたって、どこに落とし所があるのかというところを考えてみたのですが、私は死刑制度が一番考えなければいけないポイントなのかなと思います。死刑制度は言うまでもなく、人の命を奪う刑罰です。それだけ悪いことをしたのだからという言い分もあるかと思いませんけれども、しかし、その中で複雑な証拠の取り扱いがあったかなかったか、その手続が適切だったのかどうなのか。例えば、アメリカのスーパーデュープロセスのように、死刑制度を導入するためにはもっと人間的な取組みがあっても良かったんじゃないかと思えます。今、日本では、死刑制度の他に無期懲役という極めて日本的な量刑があります。私も、実際無期懲役の方の立ち直りのお世話をするクラスを受け持っております。

中々仮釈放となる方が出ないのですけれども、そのいくつかのクラスの中で二人実際に仮釈放になった人がいました。私は、彼らと接していて、もちろん言いたいことももっともとあったと思うのですけれども、社会に出て行くその勇気がもう一度芽生えてよかったなと思っています。輿掛さんのお話じゃないですけども、長期間収容されていると、社会に出ることが怖くなってしまおうという方も非常に多くいらっしゃいます。無期懲役の方が社会に出て行くことに私は一向に問題はないと思いますし、もっともつと行政は仮釈放を出せるようにプログラムを充実してほしいと思います。また、更生保護の段階でも様々なやり方があるかと思っています。犯罪被害者と冤罪被害者の溝は、いずれはどこかでうずまるところがある。そのような架け橋になっていきたいと思っています。どうもありがとうございます。

岡田…それでは輿掛さんお願いできますでしょうか。

輿掛…冤罪被害者の立場としては、捜査機関による取調べ、そして初動捜査における証拠となる資料の取り扱いとか、そういう問題が大きいと思います。例えば、不起訴の場合は検察審査会というものがあり、チェック機能を果たせます。ところが冤罪事件について捜査機関、特に警察の捜査のあり方へのチェックは何もありません。ですから、これからはそうした冤罪事件

が解決した場合、検証として捜査機関をチェックできる組織を立ち上げてもらいたいということを一番望んでおります。また、今回犯罪被害者の立場で片山さんと意見交換をできたのは初めてのことで、私は無罪判決から国家賠償請求の訴えをなぜしないのかと多くの人から言われましたが、社会復帰の方向で生活して参りました。しかし、色んなところから呼ばれ、みどり壮事件について話をすることによって、捜査機関、報道のあり方、こうした問題点を多くの人に聞いてもらうということや、国賠訴訟、薬害エイズやハンセン病の裁判支援などということに関わってきました。自分は国賠をしなかったけれども、他の国賠を支援できたことによって、自分の気持ちの晴れる場をそこで得られたということがあり、これまで生活してきました。マスコミの皆さんにも厳しい指摘をしてきました。しかし、やはり冤罪をなくすためには警察の捜査のあり方をチェックすることが大事であって、それをできるのはマスコミの人たちしかないわけです。ですから、特に若い記者の方々はこれから過去の冤罪事件は何が問題だったのかということ先輩の記者、冤罪被害にあった人たちから聞いて、この事件のここはちょっとおかしいのではないかとという一歩引いた目で見て報道に携わってもらいたいというのが私の気持ちです。こういう場を設けていただいた熊本大学には感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

岡田…ありがとうございます。それでは鴨志田先生、お願いします。

鴨志田…色んな意味で忘れられないシンポジウムになりました。今日、私自身もすごく印象に残ったのは、犯罪被害者にとっても加害者は国である場合があるということです。多くの場合、冤罪被害の場合は間違いなく国が相手、国が敵というような感じになるんですけども、犯罪被害者の場合は往々にして、自分に加害した誰かを吊し上げることで溜飲を下げてしまう方向に行ってしまうがちです。しかし、それは実は非常に虚しいことだということを、実際に犯罪被害を受けた方やそのご遺族からお聞きしました。

私が昨日「*Myself*」で呟いたのは、「性犯罪被害を受けた女性に寄り添う法改正について前向きに取り組もうとする女性の法務大臣が青木恵子さんや西山美香さんに寄り添って再審法制を変えようとならないのはなぜか」という点です。つまり、性被害を受けた女性に寄り添って国が何か法改正をするということに対しては今の法務大臣は前向きです。すぐに法制審に具申をするのですが、これは要するに、誰か、国とは別のところにいる「加害者」を作り上げて、それを厳罰化するような、すごく安直な話に行きがちだということだと思われま。一方、再審法制に対しては、今のこの法務大臣は非常に消極的です。国が自ら犯した過ちを正面から認めなければ、この法改正はできないとい

う事情があるので、なかなか間違いを認めたがらないという本音が見え隠れしているように思います。でも、実際はどちらもやはり国の施策といったところに大きな問題があるということ、で、犯罪被害者の方々とも手を携えていけるという点を今日認識できたというのが一つの大きな点です。

もう一つは、例えば、被害者の視点から修復的に加害者の更生を通じて関係を構築するというとき、それから、私が実際に積極的に参画しているものでもある、実際に違法行為をした少年の立ち直りのために、その少年を支援するといった場面で、必ずそこで「この人は本当にやっているのか」「冤罪の可能性はないのか」という点で一歩立ち止まって、更生や保護に関わっている人たちに是非考えて欲しいということです。

他方、「冤罪を呼び、「自分は無実だ」、「再審無罪になりたい」という人たちに寄り添って人々には、やはり被害者の思いにも触れてほしいのです。誰かわからないけれど誰かに殺されたと思われる被害者のご遺族がいたり、傷つけられたりした被害者がいる。無実を叫んでいる人は加害者じゃないとしても、別のところに犯人がいて、そこですごく傷ついているという人たちが世の中にいるのだということも忘れないようにして欲しいと考えます。そのような相手の状況に思いを致すということから、具体的な支援や活動が構築されていくのではないのかなというのを今日改めて思った次第です。今日は貴重な場に参加させていただいてありがとうございました。

岡田…ありがとうございます。改めて今日ご報告いただいた皆様から人生被害ということを覚えていただいたように思います。これをいかに出来るだけ小さなものに、被害が起こったとしても救いがある形にしていくかが重要なことです。その際に、やはり犯罪被害者と冤罪被害者が今まで対立させられてきたという構造を私たちが学び、それをどうやって乗り越えていくかという、本当に大事なことを実現させていくためには、やはり国を動かしていくしかないという部分があるということを改めて感じました。そのことをぜひ学生の皆さんにも学んでいただきたい、そういう視点を持っていただきたいと思います。言い換えると、加害者と被害者だけの話にしないでいただきたいということ、以上です。ご協力いただいた皆様から感謝申し上げます。

岡本…それでは、本日のシンポジウムをこれで閉会させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

付記

本稿は、二〇二一年六月一九日土曜日一四時から一七時に、熊本大学全学教育棟のE二〇一教室にて開催された、「冤罪被害者と犯罪被害者を結ぶ」と題するシンポジウムの内容をまとめたものである。

当日は、鴨志田弁護士を除くシンポジストの方々と熊本大学法学部教員とメディア関係者のみ教室において、遠隔講義の手法で、参加者にシンポジウムの内容を配信する形で行われた。参加者は岡田が確認した段階では一〇〇人強であった。

本シンポジウムは、二〇二〇年度に開催したシンポジウムでテーマとした「被害者の分断の克服」に連なるものである。これには、熊本大学大学院人文社会科学研究所（法学系）として、様々な紛争の解決に向けた研究に取り組み、その成果を法学部や大学院人文社会科学教育部における教育にも活かしたいという狙いがある。

本シンポジウムを通して、冤罪被害者と犯罪被害者とが分断され、対立させられがちになる背景として、捜査機関を中心とする国家の存在が浮き彫りとなったと言えよう。そして、冤罪被害者と犯罪被害者が共に手を携えて、まずは、刑事手続における適正手続保障と、犯罪被害者への事件直後からの支援を実現させていくこと。そして、冤罪被害者に対して、国家による補償を充実させていくこと。こうした取組みが、冤罪被害者と犯罪被害者との分断を克服する一つの道であることも見えたように思われる。本シンポジウムが、従来、必ずしも論じられてこなかったように思われる、冤罪被害者と犯罪被害者との共通被害、さらには、冤罪被害者と犯罪被害者の分断・対立を克服する方法について論じる契機となれば、企画者としてこれに勝る喜びはない。

被害者の分断という点でいえば、実は、犯罪者や非行少年も、犯罪や非行に至るまでに数々の被害を体験している、被害者という側面を持っている。しかし、その犯罪や非行の被害者との対立は激しさを極めている。熊本大学大学院社会文化科学研究部（法学系）で研究に携わる者としては、今回のシンポジウムを通して、犯罪者・非行少年と犯罪・非行の被害者とを結ぶ理論的・実践的取組みも課題の一つであることが見えたように思われる。

なお、本シンポジウムの反訳については、熊本大学法学部四年生の小野遼さん、同三年生の辻明日香さん、徳永成美さんにお世話になった。記して謝意を表したい。

最後になるが、三人のシンポジストの皆さんに、改めて心から感謝申し上げる次第である。

岡田行雄